

衛生管理者免許試験 公表問題

労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

【令和8年4月】

【問35】厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく健康保持増進対策に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

- (1) 健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。
- (2) 健康保持増進に関する課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。
- (3) 健康測定の結果に基づき行う健康指導には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導が含まれる。
- (4) 健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用する。
- (5) 医療保険者と連携したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するためであっても、定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に提供してはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 正しい。
- (5) **誤り**：コラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に共有することが必要である。

解答 (5)

【令和7年10月】

【問35】 厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく健康保持増進対策に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

- (1) 健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。
- (2) 健康保持増進に関する課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。
- (3) 健康測定の結果に基づき行う健康指導には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導が含まれる。
- (4) 健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用する。
- (5) 医療保険者と連携したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するためであっても、定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に提供してはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 正しい。
- (5) **誤り**：コラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に共有することが必要である。

解答 (5)

【令和7年4月】

【問36】 厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく健康保持増進対策に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

- (1) 健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用する。
- (2) 健康測定の結果に基づき行う健康指導には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導が含まれる。
- (3) 健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。
- (4) 健康保持増進に関する課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。
- (5) 健康測定とは、健康指導を行うために実施される調査、測定等のことをいい、疾病の早期発見に重点をおいた健康診断の各項目の結果を健康測定に活用することはできない。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 適切
- (5) **適切でない**：「疾病の早期発見に重点をおいた健康診断の各項目の結果を健康測定に活用することはできない」⇒「疾病の早期発見に重点をおいた健康診断を活用して、追加で生活状況調査等を実施し、生活習慣の偏りを把握することが大切である」。

解答 (5)

【令和6年4月】

【問35】 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 筋力・・・・・・・・握力
- (2) 柔軟性・・・・・・・・座位体前屈
- (3) 筋持久力・・・・・・・・上体起こし
- (4) 敏しょう性・・・・・・・・踏み台昇降
- (5) 全身持久性・・・・・・・・最大酸素摂取量

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (5) 正しい
- (4) **誤り**：「踏み台昇降」⇒「全身反応時間」

解答 (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 4 0】 厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく健康保持増進対策に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

- (1) 健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用する。
- (2) 健康測定の結果に基づき行う健康指導には、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導が含まれる。
- (3) 健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。
- (4) 健康保持増進に関する課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。
- (5) 健康測定とは、健康指導を行うために実施される調査、測定等のことをいい、疾病の早期発見に重点をおいた健康診断の各項目の結果を健康測定に活用することはできない。

▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (4) 適切
- (5) **適切でない**：健康測定とは、健康指導を行うために実施される調査、測定等のことをいい、疾病の早期発見に重点をおいた健康診断を活用しつつ、追加で生活状況調査等を実施し、生活習慣の偏りを把握することが大切である。

解答 (5)

【令和3年4月】

【問35】 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 筋力…………… 握力
- (2) 柔軟性…………… 上体起こし
- (3) 平衡性…………… 閉眼（又は開眼）片足立ち
- (4) 敏しょう性…………… 全身反応時間
- (5) 全身持久性…………… 最大酸素摂取量

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：柔軟性の測定項目は、座位（又は立位）体前屈である。上体起こしは、筋持久力を測定する項目である。

解答 (2)

【令和2年4月】

【問34】 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 筋力・・・・・・・・握力
- (2) 柔軟性・・・・・・・・上体起こし
- (3) 平衡性・・・・・・・・閉眼(又は開眼)片足立ち
- (4) 敏しょう性・・・・・・・・全身反応時間
- (5) 全身持久性・・・・・・・・最大酸素摂取量

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：柔軟性の測定項目は、座位（又は立位）体前屈である。上体起こしは、筋持久力を測定する項目である。

解答 (2)

【平成 31 年 4 月】

【問 3 3】 厚生労働省の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく健康保持増進対策に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 健康保持増進計画で定める事項には、事業者が健康保持増進を積極的に推進する旨の表明に関することが含まれる。
- (2) 健康保持増進計画を継続的に推進するため、衛生管理者、衛生推進者等から総括的推進担当者を選任する。
- (3) 産業医は、健康測定を実施し、その結果に基づいて個人ごとの指導票を作成する。
- (4) 健康測定の結果に基づき、個々の労働者に対して運動実践の指導を行う産業保健指導担当者を配置する。
- (5) 健康保持増進措置を実施するためのスタッフの確保が事業場内で困難な場合は、労働者の健康の保持増進のための業務を行う外部のサービス機関などに委託して実施する。

▶▶解説◀◀

(1) (2) (3) (5) 正しい

(4) **誤り**：「産業保健指導担当者」⇒「運動指導担当者」。産業保健指導者は保健指導（睡眠、喫煙、飲酒、口腔衛生等）を行う。

解答 (4)

【平成 31 年 4 月】

【問 4 0】 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 筋力・・・・・・・・握力
- (2) 柔軟性・・・・・・・・上体起こし
- (3) 平衡性・・・・・・・・閉眼（又は開眼）片足立ち
- (4) 敏しょう性・・・・・・・・全身反応時間
- (5) 全身持久性・・・・・・・・最大酸素摂取量

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：柔軟性の測定項目は、座位（又は立位）体前屈である。上体起こしは、筋持久力を測定する項目である。

解答 (2)

【平成 30 年 4 月】

【問 39】 労働者の健康保持増進のために行う健康測定における運動機能検査の項目とその測定種目との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 筋力・・・・・・・・握力
- (2) 柔軟性・・・・・・・・上体起こし
- (3) 平衡性・・・・・・・・閉眼（又は開眼）片足立ち
- (4) 敏しょう性・・・・全身反応時間
- (5) 全身持久性・・・・最大酸素摂取量

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい。
- (2) **誤り**：柔軟性の測定項目は、座位（又は立位）体前屈である。上体起こしは、筋持久力を測定する項目である。

解答 (2)